

令和3年 第6回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年6月25日(金)

開会（午後1時24分）

宮下事務局長

定刻前ではありますが、ご出席予定の委員の方々がそろいましたので、只今から令和3年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

県内における感染状況が落ち着いて（改善傾向になって）きましたが、気を緩めることなく引き続き「感染防止対策の徹底」が重要であることに変わりはありません。そのような中、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日は感染防止対策のため、中村会長と大家職務代理のほかは議席番号が奇数の委員の皆様にご出席を頂いております。農業委員の現委員14名のうち、8名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。

推進委員につきましては、平田副委員長と現地確認調査委員以外の推進委員の皆様には、ご出席できる方だけとさせていただきます。

また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、21日に新保委員、前川委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。少し蒸し暑くなってきましたところご出席ありがとうございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種も、ようやく始まりました。皆様方の中にも、1回目の接種を終わられた方がいる

	<p>と思います。今後 2 回目接種を委員の皆さん全員が終わった時点で、いろんな活動をしていきたいと思っています。</p> <p>先日、担い手支援チーム定例打合せが JA 加賀で行われ、地区座談会会合を南加賀農林、JA そして農業委員会と一緒にやっていくことになりました。7月中頃までにアンケートあるいは聞き取り調査をできるかどうか決めていきます。決まり次第、委員の皆さんへ案内が行きます。その活動に基づいて、各地域で座談会を始めていきたいと思っています。今後いろんな活動が模様される予定ですので、よろしくお願いします。</p>
--	--

議事録署名員の指名	
------------------	--

議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>5番 中野委員、7番 田端委員を指名します。</p>
----------	---

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
--	--

議長（中村会長）	<p>議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>それでは、議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は 1 ページから 2 ページです。資料 1 の位置図、資料 2 の調査書は 1 ページから 3 ページです。併せてご覧ください。</p> <p>■■■■■外 2 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 3 件です。</p> <p>整理番号 1 番は、■■■■■に居住し■■■■■で梨畑を經營する譲り渡し人が、高齢化により規模を縮小することになり、同じ■■■■■に居住し梨畑と水稻で 265 アールの經營面積を有する譲り受け人に、梨畑 10,531 m²を売り渡すものです。</p>

譲り受け人は現在 60 歳であり、これまで奥さんと農作業をしていましたが、本人の甥にあたる青年が 1 年前より一緒に農作業に従事しており、経営規模の拡大に踏み切ったものです。また、梨畑以外に田 1 筆 650 m²を取得するもので、ここではアスパラガスの栽培をする計画としています。

整理番号 2 番は、[] に居住している譲渡人は農地を保有していませんでしたが、3 年ほど前に田 1 筆 700 m²を相続しました。その田は大きい 1 枚の水田の一部となっており、耕作しているのは [] に居住し、1,014 アールの経営面積を有する譲受人であり、その田を買うものです。譲受人はそのまま耕作を続ける計画としています。

次に整理番号 3 番です。[] に居住する譲渡人は、もともと [] の出身で、[] の農地を相続などにより保有していましたが、地元へ戻る予定がなく、[] で農業をしている妹に農地を贈与するものです。昨年 7 月にも一部の農地を贈与する申請をしていますが、毎年贈与税のかからない限度内で分割して贈与をするもので、今年で 2 回目となるものです。全部の贈与が完了するには、あと 1 回もしくは 2 回の贈与の手続きが必要とのこと。受贈人となる妹さんは、集落営農組合に所属し、421 アールの経営面積を有しています。また、[] にある贈与を受ける予定の農地の全部については、すでに長らく受贈人が耕作しており、[] の生産組合や農家の方ともずっとおつきあいがあると思われることから、特別問題はないと考えます。

以上の 3 件については、譲り受け人の経営下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。説明は以上です。

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

議長（中村会長）	3番の譲受人経営面積が421アールとありますが、譲り受ける地面の面積も含めているのですか。
事務局（田町）	はい、含まれています。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。
	（挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	次に、議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の3ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。
	今月の申請は利用権の新規設定が6件で31,270㎡の集積計画案です。尚、整理番号5番については、以前、所有者から耕作者（設定を受ける者）へ中間管理機構を通じて利用権を設定していたもので、今回は現在の耕作者が新たに設定を受ける者に中間管理機構を通じて利用権を移転するものでございます。又、整理番号6番は、 XXXXXXXXXX の申請者が農業生産法人を立ち上げ、今回新規に中間管理機構を利用し利用権を設定するものでございます。
	以上この6件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

幸前委員	2番と3番は同じ借受人ですが、設定期間が違うのは特別事情があるのですか。
事務局（中島）	借受人が申出書を持ってきた時、設定期間が20年間は長いのでは…と伝えましたが、大規模経営をしていくつもりなので20年に設定するという意思が固いことを確認しました。
議長（中村会長）	6番の下限面積はこれでいいのですか。
事務局（中島）	申請者は個人的にも耕作していますが、法人での利用権設定の申請は初めてなので、この経営面積になります。
大家職務代理	申請は出ていませんが、法人で耕作している農地がまだ他にもあるのだから、法人を立ち上げて耕作を始める段階で、利用権設定をするべきではないのですか。
事務局（中島）	補助金の関係で、このように先行してやったようです。今後利用権設定をされていくと思われませんが、この件は調べます。
議長（中村会長）	利用権再設定をする時は、中間管理機構を利用するように指導して行ってください。
事務局（中島）	わかりました。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第22号 農用地利用集積計画(案)について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により、適切と認めます。
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委

<p>新保委員</p>	<p>員から報告をお願いします。</p> <p>報告いたします。去る6月21日に、私と前川委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、4ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は隣地境界に既存の擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに県道の側溝に流す計画です。なお、自販機が設置されているため、始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（幸松）</p>	<p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は、4ページを併せてご覧ください。この案件は [REDACTED] 地内にあり、田、面積134㎡、転用目的は倉庫増築です。</p> <p>申請人の長女が飲食業を行っており、申請地の隣接地にある倉庫に資材等を収納していますが手狭になったため、自己所有地に倉庫を増築するものです。申請地は農地の拡がりか10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請</p>

<p>新保委員</p>	<p>について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料1は5ページから9ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに西側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番は隣地境界に既存の擁壁があり、雨水は東側と西側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の仮設トイレは汲み取りとし、雨水は西側の排水路に流す計画です。</p> <p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は、5ページから9ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、面積383㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパート暮らしで手狭なため、妻の実家に近い申請地を妻の親から贈与を受け、自己住宅を建設するものです。申請地は第1種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、田、面積計1,840㎡、転用目的は資材置場建設です。譲受人は再生資源回収業を営んでおり、現在の資材置場は自社から離れたところに3か所あり不便なため、1か所に集約して効率化を図るものです。申請地</p>

<p>議長（中村会長） 大家職務代理</p> <p>事務局（幸松） 幸前委員</p>	<p>は第 1 種住居地域にあるため、第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■地内にあり、畑、面積 186 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は結婚を機に、妻の実家に近い申請地と隣接地である青ワクの雑種地に自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■地内にあり、田、面積計 278 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は機械部品の製造業を営んでおり、不足している 18 台分の駐車場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、既存施設面積 560 m²以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■地内で、田、面積計 3,231 m²、転用目的は工事用作業用地です。令和 3 年 8 月から令和 4 年 11 月まで、申請地を賃貸借して一時転用するものです。借受人は電気事業を営んでおり、この度、送電線鉄塔の老朽化に伴い鉄塔建替え工事を行うため、必要となる資材置場や仮鉄塔を設置する作業用地を確保するものです。申請地は農振農用地ですが、一時転用であるため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>5番の一時転用の案件は 1 年 4 か月後にまた田に戻すということですが、申請地に鉄板を敷くのですか。</p> <p>はい、敷鉄板を敷きます。</p> <p>2 番は申請者の事業内容がわからないですが、環境に問題はないですか。</p>
--	---

<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>金属の資源ごみを置きたいと聞いています 申請地の向い側の方が申請をしていますが、住宅街で資源ごみが増えていくと、近隣の住人との間に問題が起きないのですか。</p>
<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>現在の資源ごみ置き場が向い側の申請地に移るということです。</p>
<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>生産組合長の同意があれば申請できますが、後から地域の人から苦情が来ることはないのですか。その辺を生産組合長は確認したのですか。</p>
<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>環境の話は、転用とは直接関係がないです。 許可後にそういった問題が出ないか心配です。</p>
<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>申請書は県の方へ提出していますが、県から周囲の環境について何ら問合せは来ていません。</p>
<p>事務局（幸松） 大家職務代理</p>	<p>後になって、農業委員会が許可をしたからと苦情が来ないか心配です。そういった事を考慮して、農業委員会では認められないとはできませんか。</p>
<p>事務局（幸松） 議長（中村会長）</p>	<p>申請者と周辺の住民の方との問題であり、農業委員会に関係はないと思います。</p>
<p>事務局（幸松） 議長（中村会長）</p>	<p>転用は適切と認めた上で、問題が起らないよう周知徹底してほしいと申請者に伝えてください。</p>
<p>事務局（幸松） 議長（中村会長）</p>	<p>わかりました。 ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第 25 号 非農地証明願について

議長（中村会長）

次に、議案第 25 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。

新保委員

それでは報告します。位置図の資料 1 は、10 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

1 番は住宅が建っており、農地の状況にないと判断しました。

2 番は作業場が建っており、農地の状況にないと判断しました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（幸松）

農地から非農地に地目変更登記をする場合には、農地法第 4 条又は 5 条の許可書を登記申請書に添付することになっていますが、転用許可制度を適用しないことが認められるものについて、非農地証明書で処理するよう、県の事務処理要領で規定しています。

非農地証明の発行条件として、建物がある場合は建築後 30 年以上経過していること。山林や原野の場合は、農地の荒廃化が著しく、農地として復元が困難な状況にある場合です。

議案書は 9 ページから 10 ページ、資料 1 の位置図は、10 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

1 番は■■■■地内にあり、田、面積 247 m²です。この度、銀行融資を受けるため申請地の登記を調べたところ、農地であることが分ったものです。昭和 40 年に申請者の亡祖父が転用許可を受けずに住宅を建てたもので、現在も申請者の住居にしており、農地の状態にないと考えます。

2 番は■■■■地内にあり、畑、面積計 937 m²です。この度、申請者が亡父の相続登記を行うため申請地を調べたとこ

議長（中村会長）	<p>ろ、地目が農地であることが分ったものです。昭和 39 年に亡父が許可を受けずに畜舎を建て酪農を始め、その後、酪農は止めて畜舎で撚糸業をしましたが、高齢になり廃業しております。現在は一部を倉庫として使用しており、農地の状態にないと考えます。説明は以上です</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 25 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第 26 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

議長（中村会長）	<p>次に追加分の議案です。議案第 26 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>議案書の追加分、1 ページからです。議案 第 26 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その決定をお諮りします。</p> <p>■■■■内 7 筆、■■■■地内 4 筆、■■■■地内 32 筆 全 43 筆 地目は田 転用目的は工場の創設 農地区分は 1 種 既存施設の拡張です。これは農振農用地の分だけとなります。既存施設の増設場所を周辺で探しましたが見つからず、農振農用地のこの場所になった次第です。</p> <p>工場増設の概要ですが、国内経済では自動車、スマートフ</p>

議長（中村会長）
新保委員

オン、電子部品関連でコロナ後の設備投資が見込まれ、加賀工場の事業の3本柱である工作機械、産業機械及び食品機械の事業において生産体制を拡大する計画としており、機械加工工場と食品機械工場の新設を中心に、資材倉庫、資材置場、福利厚生施設、駐車場など新設や増設を、既存敷地の一部再配置をしながら計画し、そのほか守衛棟、構内通路・緑地・広場などの整備も計画する予定です。

説明は以上です。

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

私の地元、■■■■の農地転用に関連しますので、少し意見を述べさせていただきます。

この案件については、令和元年に申請者から依頼を受けた町内の開発工事会社が、農用地利用計画変更申請書の同意書をお願いしたいと■■■■生産組合長へ話が来ました。その時点で既に、■■■■理事と■■■■と■■■■の生産組合長は同意をしているので、■■■■の生産組合長も同意してほしいとお願いが来ました。そこで■■■■の役員会を開きまして、同意するにあたり条件書を作成し提出しました。条件として、■■■■から来る農業用水が開発行為によって用水としての機能を果たさなくなると想定されるので、■■■■から水をくみ上げて、用水が来なくなると予想される田んぼに供給してほしいということです。それを条件に同意するとした次第です。不動産会社、申請している会社の担当者と話したところ、用水に関して土地改良区や加賀市はどうしているのかと言われ、現状は前向きに検討してもらえていないように見えます。農振農用地除外の話ですし、今後開発され用水が来なくなった場合、同意をした生産組合長の方へ耕作者や地権者から補償問題が来ることが想定されますので、この申請

<p>議長（中村会長） 事務局（田町）</p>	<p>の経緯を事前に教えてほしいです。</p> <p>加賀市でその責任を取るということはできるのですか。</p> <p>用水に関して申請者に確認をしたところ、これまで通り用水の経路は確保されると聞いています。■■■■生産組合の条件である■■■■からの用水確保は、確認を取りたいと思います。</p>
<p>新保委員</p>	<p>既存の用水路は確保していくということですが、現状は水が欲しい田に■■■■の用水路から水は来ないので、■■■■の用水を利用しています。それが来なくなると困ります。</p>
<p>幸前委員 事務局（田町）</p>	<p>いつ頃からこの開発は行われますか。</p> <p>上手くいけば、今年度末から造成にかかります。</p>
<p>田端委員</p>	<p>農振除外は基本農業に支障が及ぼさないことが前提となりますが、今の話を聞くと、申請書が出され総会で誰も反対意見が出ずに転用されてしまうと、現地の農家の方が置き去りにされてしまうようです。それと、整備事業は8年以上経過しているのか確認済みですか。</p>
<p>事務局（田町）</p>	<p>県営圃場整備事業が■■■■の地区名で、県主体で昭和53年から60年にかけて行われました。昭和61年8月に田んぼが完成しているので、8年は経っています。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>農業委員会としては用水路については何も言えませんので、土地改良区と地元の生産組合が話し合いをしてほしいです。</p>
<p>大家職務代理</p>	<p>農業委員会としては、水田として使えるよう用水路が確保されるという条件がないと認められません。そうしないと、耕作放棄地を推奨することになってしまいます。整備事業計画ですから、当然その点も考えてもらわなくてはいけないことです。用水をどう確保するかについては、農業委員会は決められません。双方がうまくいくよう、話し合いをしてほしいです。</p>

<p>田端委員</p>	<p>ください。</p> <p>開発許可が出る前にこのような話合いが行われるべきではなかったのですか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ある程度はそういった話は先にしていると思います。</p>
<p>新保委員</p>	<p>敷地拡張の話は以前から聞いていました。現実になった時にこういった件が出てきたということです。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第26号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、条件付採決で適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第8号 農地貸借の合意解約について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第8号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（中島）</p>	<p>はい、議案書の11ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は2件で、8筆の8,323㎡の届出です。</p> <p>整理番号1番は、 が 地内のこの当該地において送電鉄塔の建て替えの為、解約するものです。解約条件はありません。</p> <p>整理番号2番は、耕作者の変更による合意解約で解約条件には、作付けの途中でもあり離作補償が発生するようですが、作業委託料金を賃借人に支払うものとして、合意解約書に明記契約したもので、円満解決となってからの今回の解約書を届出たものでございます。</p>

議長（中村会長）	以上、この2件については、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。
事務局（中島）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。一時転用で合意解約は初めてですが、どうしてですか。
大家職務代理	一時転用するにあたって申請地で耕作ができなくなるということで、所有者と耕作者の許可を取って、申請者が手続きを申し込んだということです。
事務局（中島）	利用権の合意解約でなく、一時解約というものにできないのですか。
議長（中村会長）	一時解約というものはありません。一時転用が終わったら、もう一度利用権設定をし直す予定です。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第9号 農地法第4条の許可申請書取下げ願について

議長（中村会長）	次に、報告第9号 農地法第4条の許可申請書の取下げ願について、事務局から説明してください。
事務局（幸松）	議案書は13ページから14ページ、資料1の位置図は12ページを併せてご覧ください。この案件は、先月の総会で審議され適切と認められたものです。 所在地は■■■■地内で、畑、面積14,741㎡のうち4,482㎡に太陽光発電設備を建設する計画でしたが、事業資金の目処が立たなくなったため、許可申請を取下げたものです。今後事業資金に目処が立てば、再度申請すると聞いております。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第 10 号 1・1・1 運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第 10 号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	私の方から報告します。 (資料 3 活動実績説明) 5 月 31 日非農地証明の現地確認が行われ、6 月 14 日県農業会議通常総会で理事の交代が承認され、常設審議委員会の議案は全て許可相当となりました。21 日ドローンによる現地確認が行われました。以上です。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

宮下事務局長 議長（中村会長）	(その他資料 (資料 3) 当面の日程のみを説明) ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして令和 3 年第 6 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--------------------	--

閉会 (午後 2 時 53 分)